

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	特定毒物研究者の許可
概要	毒物及び劇物取締法において、特定毒物を学術研究上、製造・使用する場合は特定毒物研究者の許可が必要です。大阪市において、この許可を取得するには、大阪市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	毒物及び劇物取締法第6条の2 (昭和25年12月28日法律 第303号) 大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準(健康局健康推進部生活衛生課 窓口に設置)
審査基準	(審査基準) 毒物及び劇物取締法第6条の2の規定及び「大阪市毒物劇物販売業及び特定毒物研究者の登録等審査基準」に適合していること。 (許可の申請) 1 許可申請書には次の書類が添付されていること。 (1) 特定毒物研究者許可申請書(毒物及び劇物取締法施行規則別記第6号様式 1部) (2) 研究所の設備の概要図 ア 敷地全体図 イ 研究所平面図 ウ 特定毒物を主として研究する部屋の詳細図 エ 特定毒物保管庫の概要図 (3) 研究事項の説明書 (4) 申請者の履歴書 (5) 申請者の診断書 (6) 申請者の資格を証する書類 (7) 申請者が当該研究所において特定毒物の研究に従事することの同意書(研究所長名で作成されたもの)
標準処理期間	21日間 ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所 2階南東側 健康局 健康推進部 生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。
手数料	手数料は不要です。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所 2階南東側 健康局 健康推進部 生活衛生課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000349195.html
備考	